

第3章 検討結果のまとめ

第1節 見直し作業

1-1 農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野関連の情勢等

(1) 労働力不足の現状

昨年12月に経済産業省が行った調査結果によると、『人手不足は、94%以上の大企業・中小企業において顕在化しており、32%の企業は、「ビジネスにも影響が出ている」と回答されている』と報告されている。これらの背景には、少子高齢化による生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の減少による労働力不足の懸念などがある。

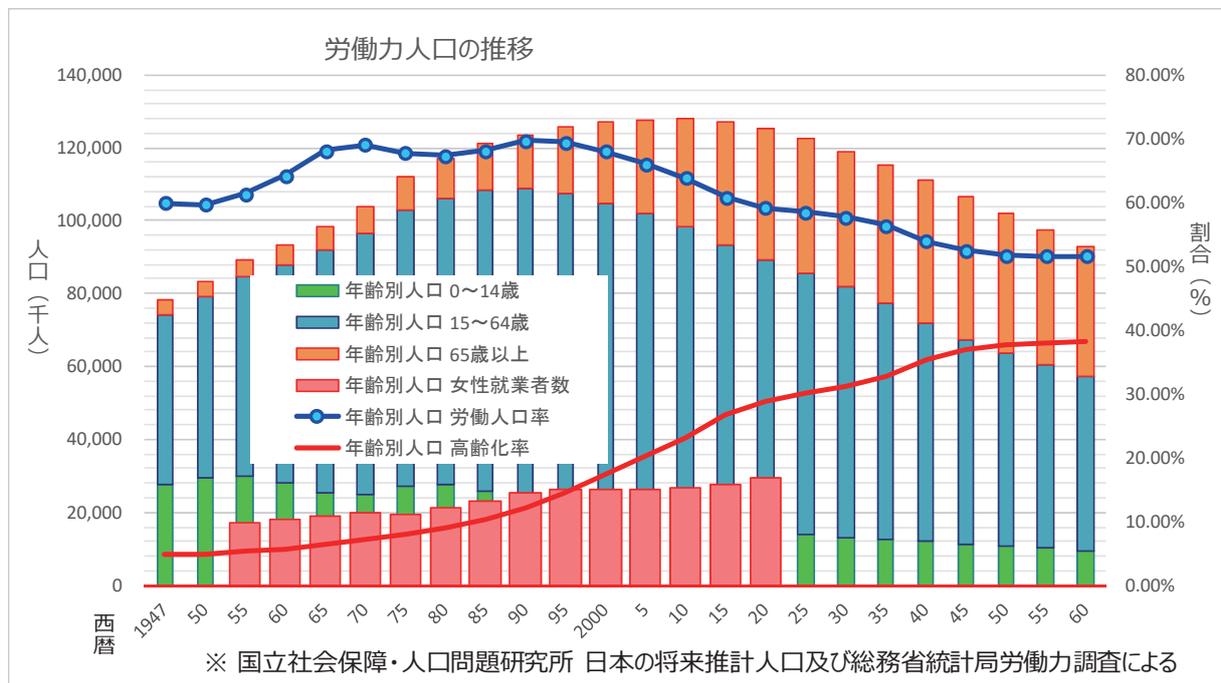


図3-1 日本の人口推移及び予想

日本における人口は、明治初期の1872年に3,480万人から明治45年(1912年)は5,000万人を越え、昭和31年(1956年)には9,000万人を上回り厚生白書で過剰人口とまで言わせた。日本は、明治元年(1868年)から100年目の昭和42年(1967年)に1億人を越えて、世界で7番目(中国、インド、米国、ソ連、インドネシア、パキスタン)の国となった。その後も増加し、平成22年(2010年)にピーク(12,806万人)を迎え、この年以降減少してきている。

労働力となる生産年齢人口は、平成7年(1997年)をピーク(8,699万人)に減少し、平成25年(2013年)には7,939万人と昭和56年(1981年)以来の8,000万人を割り込み、現在は7,500万人台まで減少している。

図3-1は労働人口と高齢化を示したものである。労働人口は、少子高齢化によって高齢化への道筋が明確である。就業者数においても、徐々にではあるが高齢者の就業が進み、女性の就業と共に重要な労働力となっている。2017年では、就業者の12%強が65歳以上の高齢者と年々増加となっており、女性の就業者数も少ないながらも増加傾向にある。生産性維持のためにも高齢者の労働力が必要視されるほど、労働力不足が顕著となってきている。

人口の減少に伴い、生産年齢人口も減少するため、労働力確保のために政府では働き方改革と就業率向上を目標に掲げた。労働力不足による倒産も既に40社(H30年10月)を超える状況にある。

図3-2に年齢別の就業率の推移を示す。若年者の失業率が大きく問われるが、15～19歳は高い進学率により労働力人口としては少なくなるが、アルバイト等で賃金を得る者を加え就業者数は17、18%前後となっている。大卒を含む20～24歳では、1990年後半から2005年のバブル崩壊とその後のリーマン・ショック等での永い就職氷河期を超え幾分就業率も向上しつつある。

定年延長が叫ばれる昨今において、60歳定年後の労働力である60～64歳の就業率は定年延長等を捕らえた動向もあり、年々拡大し66%にまで向上している。また、65～69歳においても30%台から一気に44%にまで向上するが、70歳以上では14%程度にとどまる。なお、グラフには表していないが、70歳以上の人口は年々増加し、2,500万人を超えており、その多くが働く意思がある労働力人口とはなっていない。

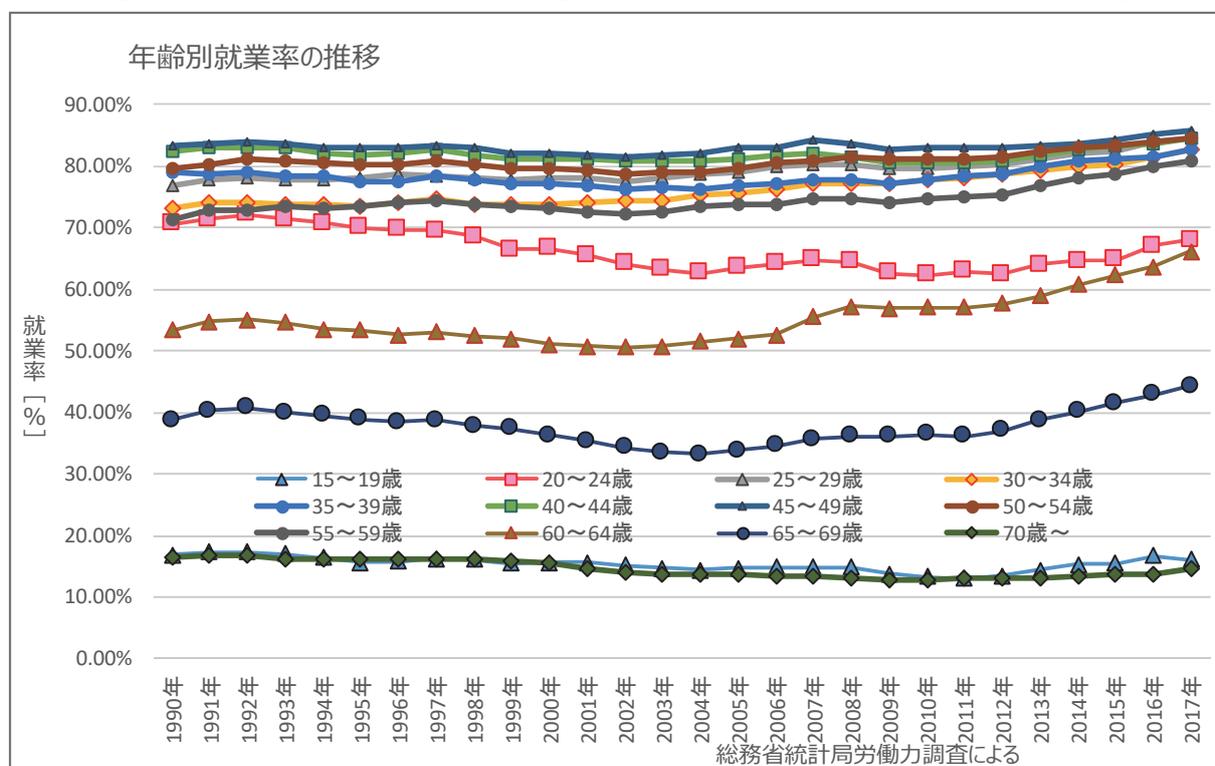


図3-2 日本の年齢別就業率の推移

(2) 労働不足を補う外国人労働力

ものづくり立国としては、生産現場の人材不足が生産そのものに影響している。日本人の労働力確保は人口減少の状況下では非常に厳しい。現実には、仕事量は十分あるにもかかわらず、労働力確保が難しく、事業を継続できないという中小企業が出てきている。ものづくり立国として日本の経済を牽引してきた製造業への就業に若者が集まらないという問題も重なる。

少子高齢化での人手不足が深刻な状況で、外国人労働者の存在感が増している。図3-3に示すように平成29年度は過去最高の約128万人となっている。人材不足を補う外国人労働者について、従来の骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針2016に

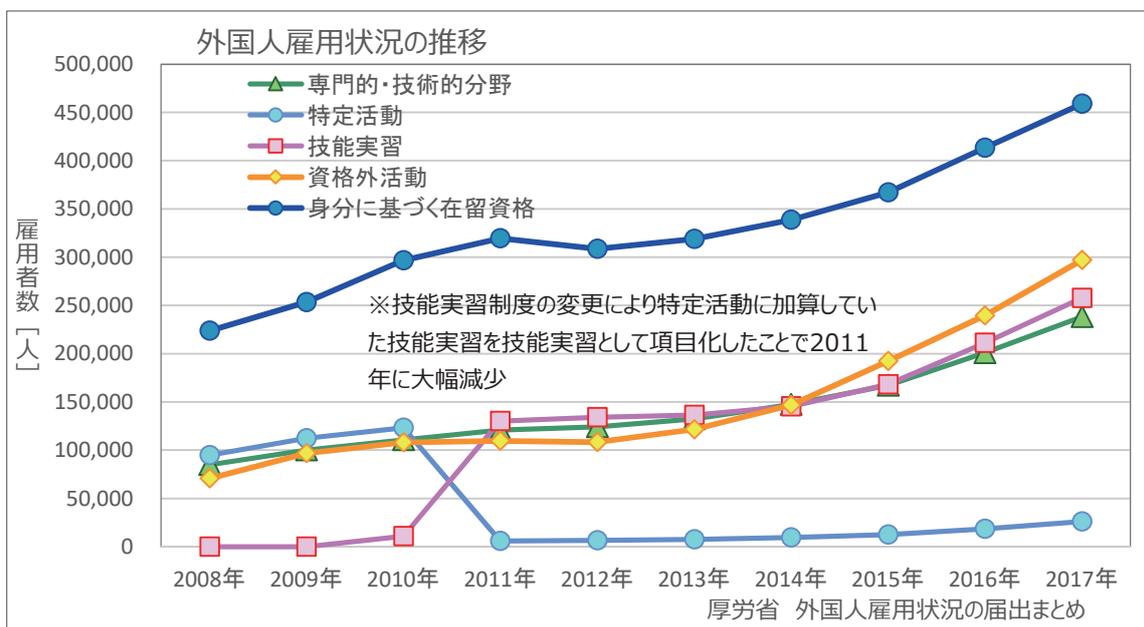


図3-3 外国人の雇用状況の推移

ついて)では、「高度外国人材の受入れを拡大」として外国人労働者の受入れを規制していたが、新たな骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針2018)では、産業界の人材不足に対する要望により「新たな外国人材の受入れ」として単純労働にまで拡大する方針が示された。外国人の在留人口は256万人(内中長期在留者223万、特別永住者33万人：平成29年度末法務省入国管理局)となり、日本の総人口2%を占めるまでに増加している。

日本人の就労希望者が少なく慢性的な人手不足の企業においては、外国人労働者ではなくてはならない労働力である。その多くが外国人技能実習制度による技能実習生であった。しかし、業界として慢性的な人手不足である建設業、農業、宿泊業、造船業、介護の5分野に限っては、新たな外国人の就業政策での受入れを行うことになる。「新たな外国人材の受入れ」には、新設する「特定技能評価試験」(仮称)に合格することで就労資格を与え、就労可能となり、単純労働に外国人労働者の採用へ動き出した。

ただし、いつまでも外国人が労働の場所として日本を選択するかの継続性は未定である。現在のところ、日本における賃金と他国における賃金との差が縮小しており(中国との差は 2.5 倍、平均賃金日本：33 万円、中国：13 万円など)、日本での働くメリットが薄れてきている。日本で働くことに対する調査結果(一般社団法人日本国際化推進協会 2015)では、外国人からは日本に住むことに対して安全、安心などの評価があるものの、働くことについては、長時間労働、男性社会等という要因で否定的である。

労働力不足並びに新たな労働力として外国人労働力が注目を浴びているものの、日本の産業を担う人材育成において、職業訓練の存在は重要性を増している。

(3) 見直し訓練科関連分野の動向

今年度の訓練基準の見直しに関連する分野の動向を以下に表す。

a 造園業に関連する動向

造園業は建築分野に属する業界である。2015 年度の国内のガーデニング市場規模は、前年度比 0.8% 増の 2,250 億円。中高年層や若年層においても農業に対する関心が高まっており、都市部を中心に市民農園や貸し農園の開園が引き続き増加するなど、家庭菜園が市場を牽引し、2016 年度における市場規模でも、0.2% 増の 2,255 億円と堅調に推移している。

庭木産業は、高度経済成長期の 1970 年代までは住宅建設に伴う庭園の需要に伴ったが、今では高騰した地価に伴い購入する狭い土地のため植木等の造園はなく

なり、花木などのガーデニングという形式に変化している。市場規模は図 3-4 に示すように、ここ数年大きな変化はなく安定している。

また、観賞用の花卉(切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類)産業では、切り花の輸入増加、栽培農家の減少等を背景に、平成 10 年をピークに全品目を通じて産出額は減少傾向にある。

園芸関連では、機器、工具であるツールはあるものの、作業の機械化が進んでいないために、作業を行うには人手は必要不可欠であるため、経営面での人件費が大きい。

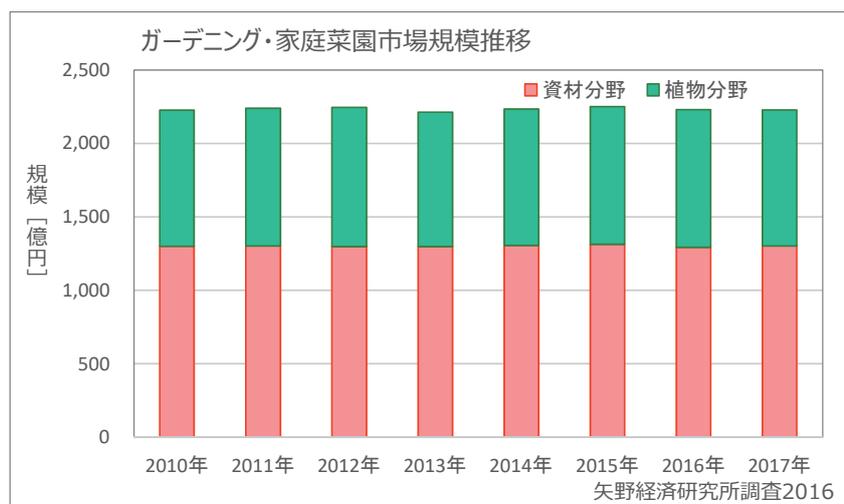


図 3-4 ガーデニング・家庭菜園市場規模の推移

また、農業系人材育成としては専門高校(農業高校)が全国に設置されているものの、1965年の農業単独校及び併置校で623校から、2011年には304校と大幅に減少している。これは大学進学への対応により、普通科率の割合が75%へと拡大したこと、実業高校は職業のスペシャリスト養成の総合高校という専門高校へと変革したことによるところが大きい。また、教育目標も「農業自営者育成」から「農業経営者及び関連産業人材の育成」へと時代に合わせて変化している。これらと少子高齢化による若年者の減少が重なり、造園業に関わる若年者の人材が少ないが、現在、農業系専門高校では女子学生の割合が非常に高くなってきており、今後の労働力として大いに期待できる。

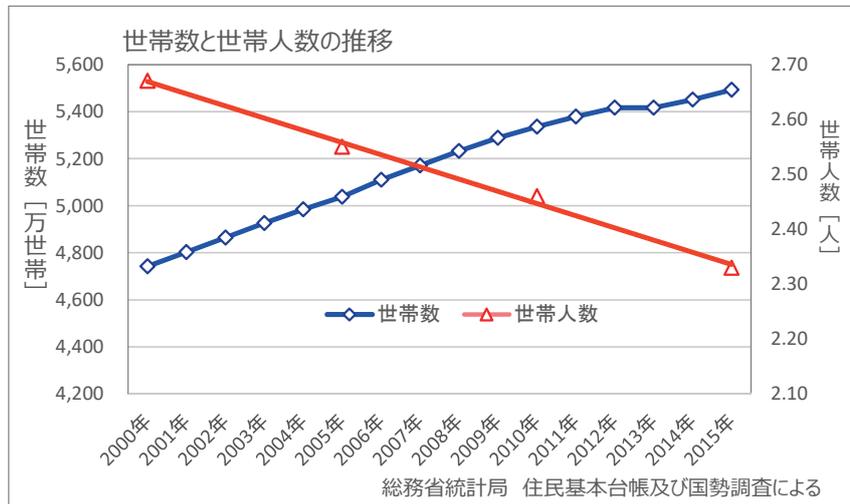


図3-5 世帯数と世帯人数の推移

b 食品加工分野に関連する動向

新鮮で多様な「山海の幸」の使用や栄養バランスの優れた健康的な食事、目で食事するとまで言わせる美しい盛りつけなどの特徴を示す「日本食」への人気が高まり、普及している。日本食の人気を背景に、軸となる食品や食材を拡大が見込まれる国・地域へ輸出することにより、日本食の拡大を図ることを目指している。

人口が減る一方で世帯数は増えているが、その実情は、単身世帯が増加していることであり、小型・少量食品の需要が

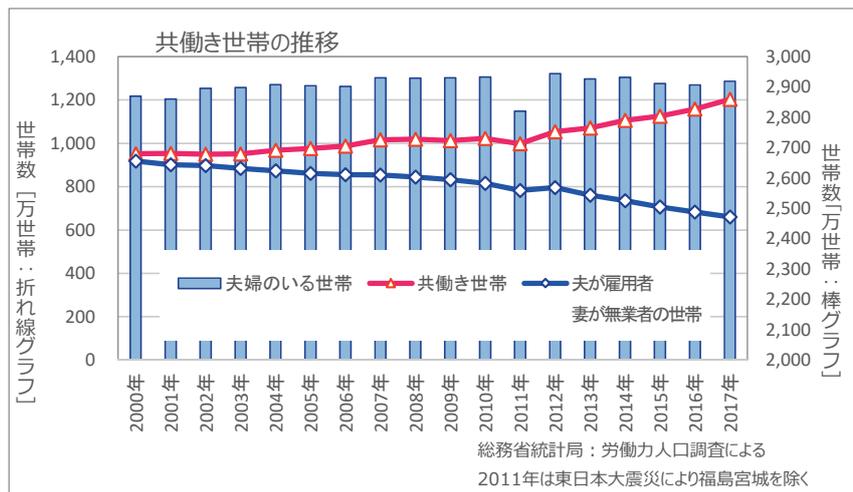


図3-6 共働き世帯数の推移

増している。また、70歳以上の高齢者人口も2,500万人を超えるまでに増加しており、食が細くなりつつある高齢者の増加は、単身者同様に小型少量食品の需要が増す要因でもある。これは品目数が同じで、容量の少ないものが数多く必要となり、人手不足の

中で品目数は同じだが、数量の増加で、生産する食品業側では、仕事量の拡大に繋がる公算が大きい。

また、併せて共働きの世帯も高齢者、単身者と同様に多くなっている。

特に、共働きの増加での食品に対する影響は、手の込んだ調理をするよりも簡単な調理で済むものが好まれ、弁当や惣菜への傾向が強まっている。

菓子製造関連において

は、事業所数は増加傾向にあり、食肉加工、水産加工においても下げ止まりだったものから、やや増加への傾向が現れている。これは、ここ数年で急激な外国人訪日客の増加と健康的な食事である日本食への人気の現れの影響もその一つの理由でもある。大規模小売店舗等の進出により、陳列型の一方向的な物の提供に大きく変化したが、従来の小規模店舗での「加工の仕方や調理法等」の利用者へ対話によるサービスの提供などのきめ細かいサービスのあり方が見直しされてきており、コンビニエンスストアによる地域住民へのサービス提供のあり方も高齢化社会の進展に伴い変化してきていることによるところも大きい。

また、菓子類に注目すると、近年、チョコレートに対して、用いられるカカオによる動脈硬化予防に効果のあるポリフェノールを多く含む健康食品であることなどの効果によって人気が高まりつつある。少子化の影響で減少しつつある菓子の中でも生産・消費及び輸出が大幅に伸びている。

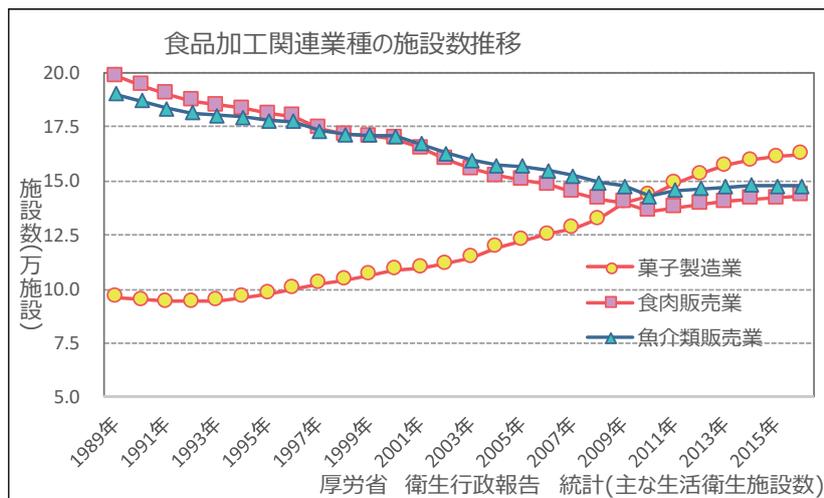


図 3 - 7 食品加工関連業種の施設数推移

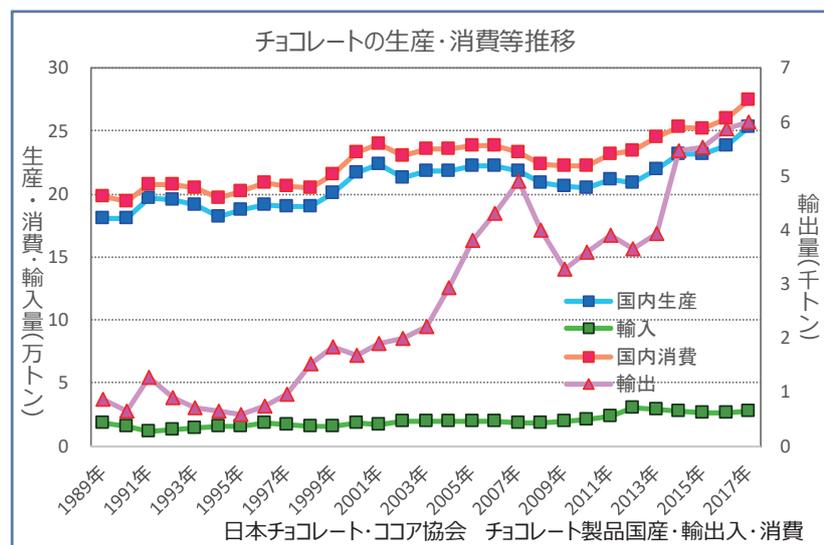


図 3 - 8 チョコレートの生産・消費等推移

見直し対象となるパン類は、プレミアム食パンの牽引により増加傾向であるものの、和・洋菓子では、和菓子が減少しつつある。

c 印刷・同関連分野(印刷・製版・製本関連)の動向

印刷・製本業の中心となる印刷業は、工業統計による出荷高は年々減少し、出荷額では、近年5兆3千億円で、2000年の12兆7千億円あったものが15年余りで半分以下にまで減少している(従業員4名以上の事業所対象)。また、併せて事業所数は、製造業24業種中、金属製品、食料品、生産用機械器具、繊維工業に次いで5番目に多く、全製造業の6.3%を占めているものの、従業員数は事業所数に伴い減少している。なお、出版業では売上高は安定しているが、印刷業界全体の景気の低迷から、DTP(Desk Top Publishing)から印刷前工程のプリプレス(Prepress)の重要性へと発展しつつあり、今回の見直しでも時代の流れに応じて製版科の教科名に「プリプレス」を導入している。

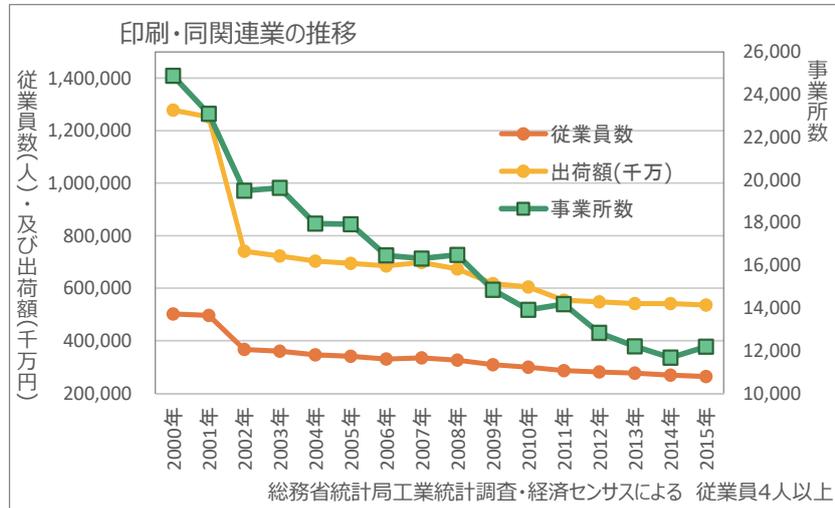


図3-9 印刷・同関連業の推移

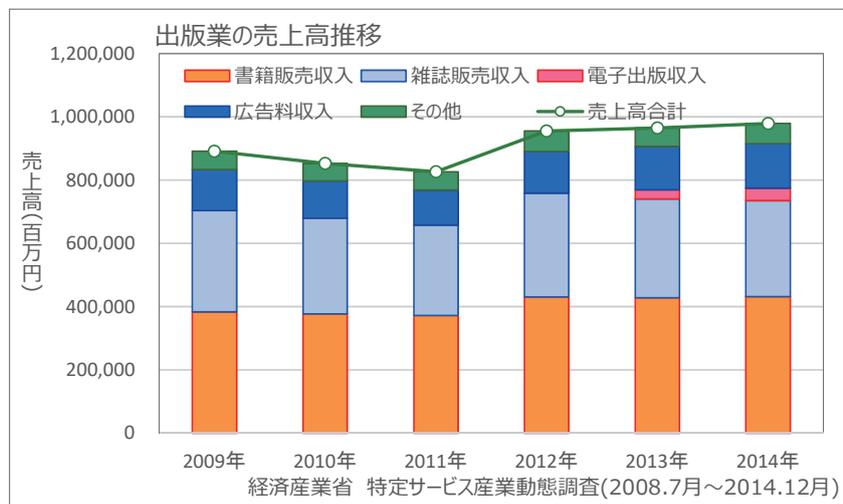


図3-10 出版業の売上高推移

d 塗装及び関連分野の動向

平成8年～22年にかけての新築住宅着工戸数は、164万戸から73万戸と、この15年で約半減しており、少子化の進む日本では、この先も新築の着工が拡大することはないと言われている。その反面、既存住宅に対するリフォーム関連が成長を続けるマーケットとなっている。

長期優良住宅という具体的な政策が始まったことによって、リフォームが既存住宅を長く保持するうえで必要不可欠となっている。中でも、外壁塗装は、住宅の保護機能向上のために、重要なメンテナンスの一つとして認識されつつあり、実際に、住宅におけるリフォーム比率の中で、約3分1は外壁塗装で占めている。更に、外壁塗装や屋根塗装に関しては、住宅リフォーム工事の中でも、他の作業との関連も少なく、工事単価も高いため、住宅に関わるすべての業者が、外壁塗装業界に注目している。

住宅リフォームの市場規模は、2016年の6兆2千億円から2017年の6兆4千億円、2018年には6兆6千億円と、年平均4%の増加し、2020年には市場規模7兆3千億円を予測されている。

人口減少や高齢者の増加、世帯人数の減少といった構造的な要因と、近年の新築住宅の住宅性能や品質向上により、リフォームによる機能向上、住宅保護の需要へと移行し、見直し対象である建築塗装の市場は確保可能である。

また、地球温暖化による気温上昇に加え、都市特有のヒートアイランド現象による、最高気温が35℃以上となる猛暑日や最低気温が25℃以上になる熱帯夜の日々が増加傾向にある。

環境省「まちなかの暑さ対策ガイドライン」では、「暑さ対策」について、局所的に気温を下げることや、日射や赤外放射を抑制

することなどにより、総合的に人が感じる暑さを和らげ、体感温度を低下させてとしている。暑熱対策技術の一つに、塗装関連で、日射を効率的に反射して熱を「ためない」ようにする遮熱技術が挙げられる。建物、路面の暑熱対策には「遮熱化」、壁面の暑熱対策には「高反射化」が適しているとされ、多く使われているのは「遮熱塗料」であり、用途としては「屋根面」、「壁面」への塗装である。リフォームとしての外壁塗装だけでなく、温暖化により暑さ対策としての塗装が今後求められる。

金属塗装関連では、機能性塗料の需要が拡大しており、遮熱塗料は、施工の簡便さとその効果から需要は拡大し、住宅だけでなく道路と併せて、火災など熱の影響を受け

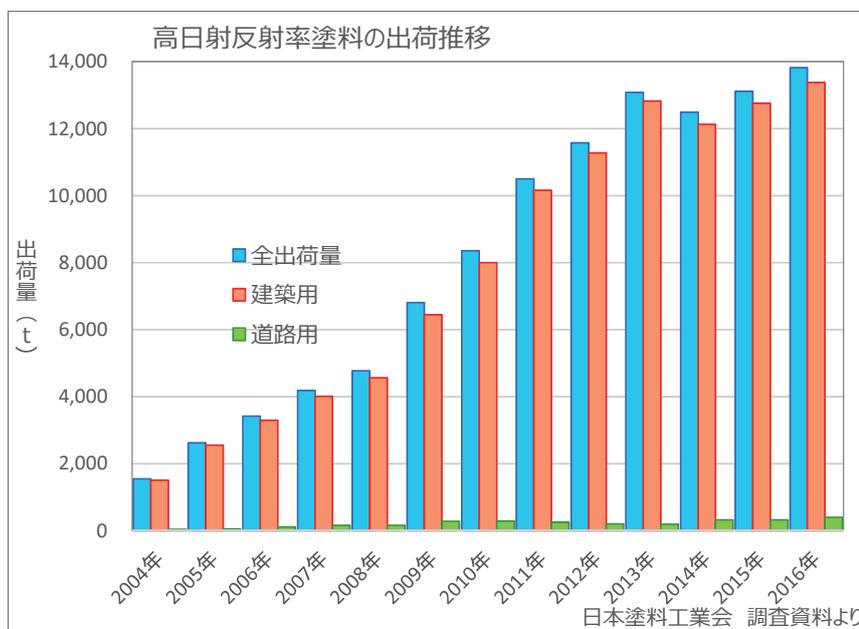


図3-11 高日射反射率塗料の出荷推移

ると不燃性ガスを放出しながら発泡・膨張して断熱性に優れた層を形成して火災から守る耐火塗料の需要が拡大している。また、自動車業界のプラスチックや炭素繊維による軽量化技術に応じた塗装技術、塗料開発が行われている。

e デザイン分野の動向

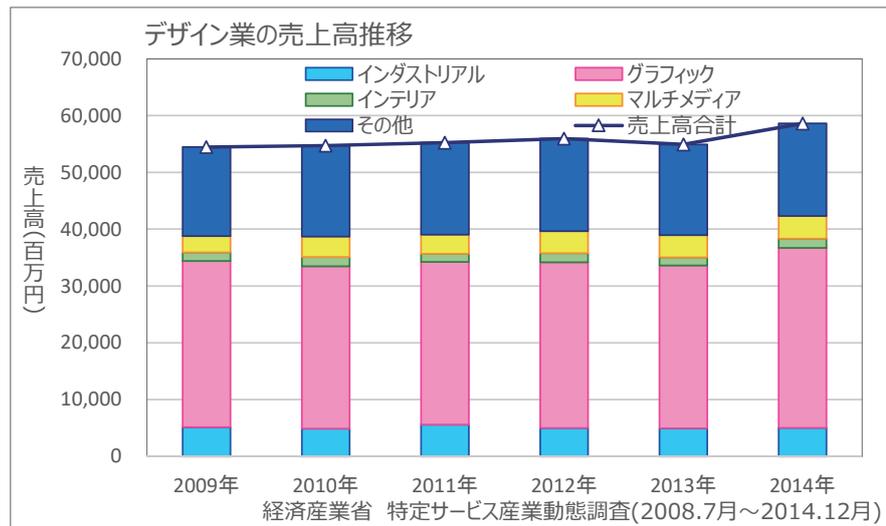
近年、新興国の製品の技術力、品質向上により、ものづくり立国としての差別化が難しくなっている。

ニーズのある標準率的な製品でなく、収益が高い高付加価値を目指した製品開発に取り組むというガラパゴス化に陥り、品質、ブランド力での優位性はなく、製品競争力を失った。

さらに、製品群の品質のコモディティ化が進んだこともあり、売れる製品としては品質以外の要素によって価値を求めることが重要となっている。

しかし、一般に消費者が購入する際には「価格」以外で重視するものは、「利便性・使い勝手」、「ブランド」、「新規性」などである。これらに共通する技術としては、デザイン力に繋がる。「利便性・使い勝手」のよい製品化には、そのデザイン力によるところが大きいくい。したがって、今まで以上に機能性や利便性を取り入れたデザイン力が必須のものとなっている。

デザイン市場は、ファッション、インテリアや工業製品などのデザインから Web サイトのデザインなどの他に、グラフィックやマルチメディアの分野のデザインと幅広い。また、民間需要や公的需要とその適応範囲も広いことから、比較的安定した需要を持ち一定の売上高を計上している。



- ・グラフィックデザイン : ポスター、装丁、パンフレットなどのデザイン
- ・インダストリアルデザイン : 産業機器、スポーツ用品などのデザイン
- ・マルチメディアデザイン : デジタルコンテンツ、ウェブなどのオンラインプロダクツなどのデザイン
- ・インテリアデザイン : 室内装飾品などのデザイン
- ・その他 : パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、テキスタイル・ファッションデザイン、工芸品、宝石類などのデザイン

図3-12 デザイン業の売上高推移

ものづくりで先進性のある企業では、デザイン部門が組織上の上位に位置され、戦略的なデザイン思考を行うため、多様な人材がデザイン部門に配置され、戦略的なビジネスモデルの検討が行われている。

f 理容・美容分野の動向

理容・美容の動向においては、理容市場は理容店舗数減少、顧客の高齢化、来店サイクルの長期化、低価格のQBハウス等のサロンチェーンの台頭などにより低迷している。それに対して、美容市場は、低価格美容サロンチェーンと高級志向な技術とサービスを提供するサロンとの2極化が進んだ他に、ヘアケア化粧品の物販やその他付加サービスの強化により前年度並みに推移しているが、このような中でも、微増ながらも市場を拡大しているのが「ネイル関連」である。

理容師、美容師への需要は減少しているものの一定の需要はあり、減少傾向を受けたものではないが、民間の理容師・美容師の養成施設である認定訓練校も減少している。

理容・美容所は、美容施設は25万所以上もあり、大都市圏では多種多様なサービスを行うサロンが多くなっている。理容も含め、髪を切ることは手作業で行うサービスであり、他の業種では機械化による低価格化が求められるが、需要がなくなることはない産業である。ただし、美容の施設数は増加しているが、マーケットそのものの規模は、それほど拡大せず維持している状況である。経営持続にはかなりの努力等が求められることが予想される。

美容業では、毎年新規の事業所の開設が非常に多くあるものの、それと変わらないほどの閉所も多い。年間、

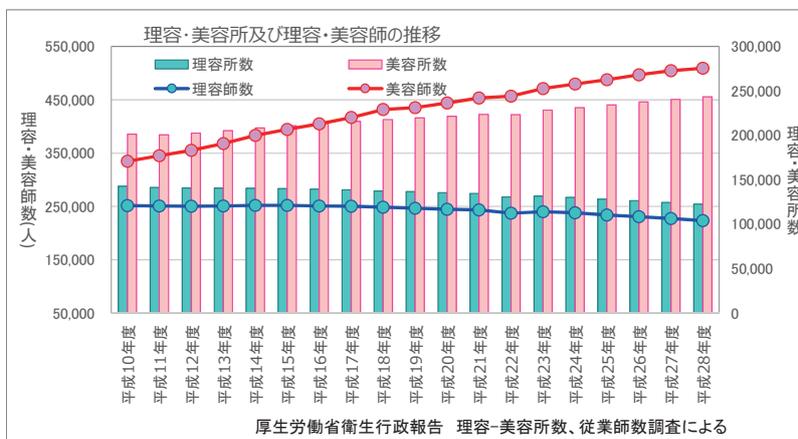


図3-13 理容所・美容所及び現場の理容師・美容師の推

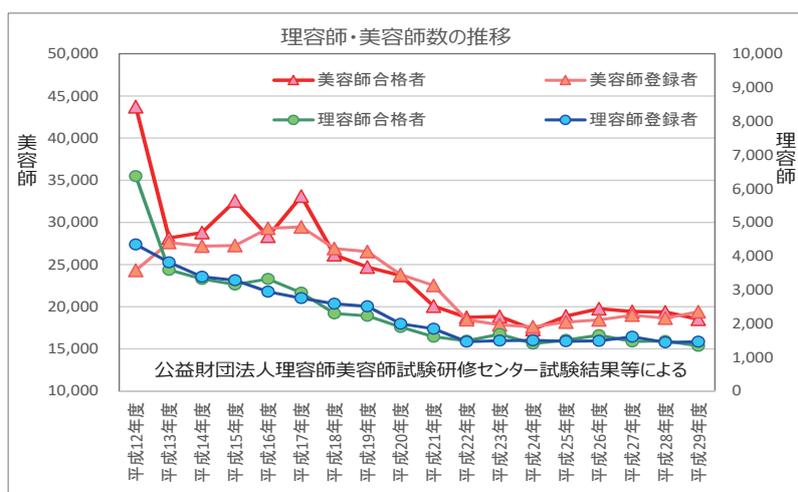


図3-14 理容師・美容師数(合格者・登録者)の推移

3,000施設程度の増加が見えるが、閉所分を合わせると倍くらいの増加になる。併せて、美容師資格者の参入も多いが、施設の増減と同様に離職者や他の職種への転職等で辞める美容師も多いことが見える。

なお、高齢化社会により、今後、訪問理美容サービスが所望される。

g ビジネス関連分野の動向

少子高齢化による労働力不足は、すべての業種へも影響が現れ、人材確保と生産性の向上が最重要な課題となっている。また、近年 ICT(情報通信技術)の急速な発展により、企業にも在宅勤務やモバイルワークの導入などが進行しつつあり、働き方、ライフスタイルの変更が起りつつある。

日本でのオフィスビジネスの働き方は、「働く場所」と「働く時間」を事務所で画一的に管理し、仕事は事務所で、与えられた机にて仕事を行い、就業時間後帰宅することが一般的であった。

労働力不足と劇的な ICT 普及、通信環境の進化によって、就業場所である会社以外でも仕事することが可能になってきている。女性の育児期間における在宅勤務の導入から大幅に勤務環境が会社(場所)に縛られないスタイルの導入が図られつつあり、その内容は以下のとおりである。

表 3-1 テレワークの種類

テレワーク	在宅勤務、自宅を就業場所とするもの
モバイルワーク	施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なもの
リモートワーク	会社以外の場所で遠隔で勤務すること。テレワークと同義に使うこともある

(※在宅勤務等リモートワーク制度導入事例及びテレワーク・モバイルワークは総務省より引用)

また、その効果は、①移動時間の短縮、②コストの削減、③理想的なワーク・ライフ・バランスの実現などが挙げられている。総務省の ICT 利活用の促進の一つとしての『テレワークの推進』では、テレワークの意義・効果として、①少子高齢化対策の推進・人口構造の急激な変化の中で、個々人の働く意欲に応え、その能力を遺憾なく発揮し活躍できる環境の実現に寄与、②ワーク・ライフ・バランスの実現、③地域活性化の推進、④環境負荷軽減、⑤有能・多様な人材の確保生産性の向上、⑥営業効率の向上・顧客満足度の向上、⑦コスト削減、⑧非常災害時の事業継続などが挙げられている。したがって、これらからも、ICT の効果的な活用が誰にでも求められる時代に来ている。

h 介護関連分野の動向

訪問介護員(以下、ヘルパー)は、当初は奉仕の気持が必要とされたが、介護保険制度の実施により、2005年の介護保険制度改正に伴って、訪問介護員の「専門性」が問われるようになった。介護職のあり方についても、相手が生命に関わる人間であることから、「専門性」を重視した質の高い人材育成という観点から検討が進められた。

介護保険の導入により、相談や助言、支援業務が主な業務とする「介護支援専門員(ケアマネージャー)」と、「生活援助」や「身体介護」を主な業務とするヘルパーによるサービス提供に特化していたが、急速な高齢化社会に対応するため、従来のヘルパー資格から認定介護福祉士へのキャリアパスの設定により、現場介護職の質の向上が図られた。特に、認定介護福祉士は、現場実践力を通して、介護課題の解決や指導・連携、地域の介護力アップの仕事に当たれるようにする実務型のものでされた。2025年に団塊の世代が後期高齢者になることから、厚労省は『地域包括ケアシステム』の構築を推進しており、各自治体等では、地域の課題に即したオーダーメイドでのサービス・活動体系の構築並びに在宅介護・看護の拡大を目指している。

i 労働力不足と非正規労働

労働力不足が大きく問題化し、第4次安倍改造内閣において外国人労働者の受入れ拡大政策が決定し、さまざまな議論が巻き起こっている。景気回復の実感が乏しく続く中、建設業や介護業、自動車部品を中心とした製造業では人材不足が顕著化している。特に建設業では、東京オリンピックの開催に向けた会場、インフラ整備と各地で発生した災害復興の取組みだけでなく、2019年の消費税10%に対する駆け込み需要等が重なっている。同様に、製造業でも、アンケートでは、人材確保に問題があるとの回答

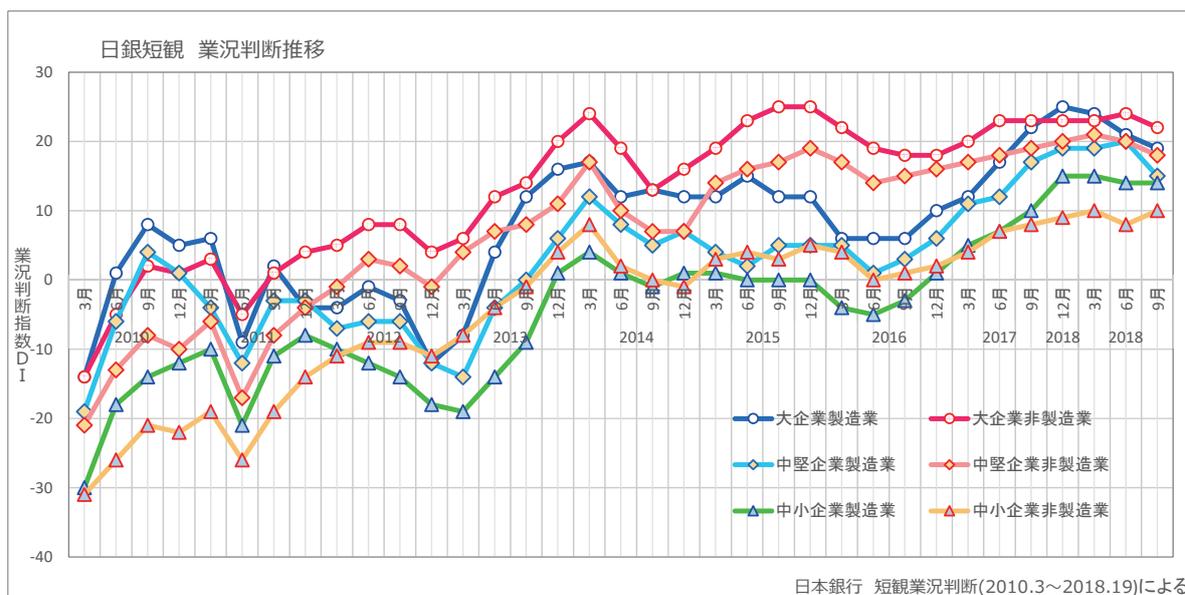


図3-15 日銀短観業況判断の推移

は2016年に8割であったものが2017年12月には9割超の企業から挙がっている。背景は、‘ものづくり’の需要は総じて高水準に推移して、人材がいれば売り上げ拡大も可能とまで言わせる状況にある。日銀短観においても、2014年以降では製造業並びに非製造業の業況判断指数がプラスで推移しており好況感を示している。

国内全体が低賃金化に抑制されており、最低賃金は大都市圏(東京、神奈川、大阪)が900円台であるものの、700円台は19県(東北6県、九州7県(福岡除く)、中国2県(島根、鳥取)、四国4県)、全国平均は874円である。大都市圏では最低賃金がほぼ千円で短時間労働でも生活を営むことが可能な賃金を得られている。このことは、高学歴化が一般化した日本人の、単純労働作業を主とする職業に正規職員として就業することを嫌う要因でもある。その結果、多くの単純労働作業において労働力不足の状態になっている。従来、外国人労働は、「高度人材」か「技能実習制度」による外国人労働力であったが、労働力不足を補うことを目的にして、高度技術・技能向上の枠を取り払い単純労働へと入国を拡大化することが図られた。

一方、働き方改革の柱である「同一労働同一賃金」の実現に向け、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化が目指される一方で、パート、アルバイトや有期契約労働者の数は増加している。

2013年から期間の定めのない契約へ移行できる労働契約法の「無期転換ルール」が施行された。有期労働者の雇用安定化が期待されるが、契約更新年数に上限を設けるなど、適用逃れが疑われる企業も既に現れている。

地方公共団体職員(地方公務員)においては、「小

さな政府」の推進と財政難の影響により、近年非正規の職員が大幅に増加している(2005年に非正規職員が14%だったのに対して2016年には31%、64万人に拡大)。

人員は削減しても仕事量は増加しているため、高齢化対応など多くの事業が山積していることから、非正規職員の採用による対応が余儀なくされている。事務だけでなく教員や保育、学童保育、学校給食、生活相談員などである。国家公務員でも、国民の身近なハローワークの相談員の多くは非正規職員であることから、公務員では多くの非正規職員が働いている。そのため、「無期転換ルール」の施行により雇い止めなどの適用逃れの対応が行われている。民間だけでなく、ルールを守らなければならない公務員でも、人件費の安い非正規労働が蔓延しており、正規職員化が求められる。

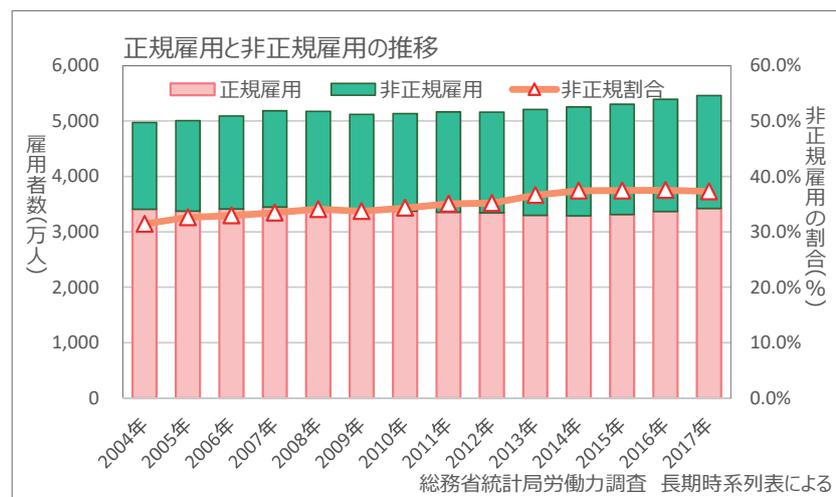


図3-16 正規雇用・非正規雇用の推移

1-2 見直し箇所

(1) 教科の細目及び技能照査の基準の細目の見直し

訓練基準に設定されている普通課程の訓練科は、144科である。今年度の見直し対象科 37科のうち、前回の見直し時を含めて設置されている訓練科は 25科であり、残り 12科は設置されていない。また、設置されているものの全国で 1科又は 2科しかない、いわゆる“希少科”も多く存在し、これらには、園芸科、印刷科、製本科、食肉加工科、発酵食品製造科、化学分析科、公害検査科、ショップマネジメント科等がある。

農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野では、非製造業である農林関連園芸、造園、森林関連、全業種に及ぶサービス・事務関連、人間生活に欠かせない食品加工関連や対人関連、医療・介護産業に関わる現場人材の育成とその役割は大きい。

また、求職者が多いサービス分野事務関連では、パソコンなどのネットワーク化への対応と IoT 時代に即した業務への適応が求められる。この分野の業務遂行には、人への対応力が就職に向けた訓練展開に図られている。

必要となる技能者、技術者の人材は、主要地域を中心に全国的に求められているが、長く大切に使う長期優良住宅の普及の促進に対応するべく建築塗装科は、従来の塗装方法だけでなく、修繕を見越した塗装法のあり方が優秀な人材育成に繋がるとされている。新築物件ではなく、リフォームでの長期優良住宅化が推し進められている点からも、住宅診断士資格を併せ持つと塗装だけでなく職業範囲として断然有利に働く。理容・美容業については、資格の共通化が図られ、両方の資格取得がし易くなっている。介護分野は、従来の訪問介護からのステップアップを図れるよう介護福祉士等への展開が図られているが、現在、この訓練科は普通訓練短期課程での人材育成のみ行われている。

今回の訓練基準に関する見直しの概要は、次のように農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野を訓練系毎にまとめると以下の表 3-2~16 のようになった。

表 3-2 園芸サービス系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

園芸サービス系	造園に関する設置科は公共、認定校共に訓練科があり、造園に係る栽培から剪定、移植などの栽培関連から庭園管理にいたる学科、実技と関係法令、植物の病理学と害虫それに関する農薬並びに駆除、肥料等園芸に係る多くのことを習得する人材を育成する。
	園芸科，造園科

A) 系基礎科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「栽培法概論」の細目の‘花卉の分類’と‘緑化樹の分類’にそれぞれ‘と性質’を追加して‘花卉の分類と性質’及び‘緑化樹の分類と性質’とし、訓練時間数を20→30に変更 ・教科名「生産工学概論」の細目に‘日程管理’を追加 ・教科名「植物病理学及び農薬」の訓練時間数を60→40に変更 ・教科名「土及び肥料」の訓練時間数を60→40に変更 ・教科名「農業機械」の細目を‘各種農業機械’から‘農業機械の種類、構造及び使用法とその安全衛生教育(学科)’に変更し、訓練時間を20→40に変更 ・教科名「安全衛生」の細目に‘事故例及び事故予防’を追加し、訓練時間を20→30に変更 ・教科名「農業機械操作実習」の細目に‘とその安全衛生教育(実技)’を追加し、訓練時間を40→60に変更 ・教科名「土及び肥料準備実習」の細目を‘土壌改良、施肥、培養土、腐葉土’を‘土壌改良、施肥、培養土及び腐葉土づくり’に変更し、訓練時間を60→40に変更
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「植物学概論」に係る細目を新たに‘植物の系統、分類…基礎的なことを知っていること’と設定 ・教科名「土及び肥料準備実習」に係る細目‘肥料及び農薬の調整ができること’を‘施肥を正しくできること’に変更 ・教科名「栽培基本実習」にかかる細目‘植物の病虫害の駆除ができること’を‘植物の病虫害の駆除及び農薬の調整ができること’に変更
C) 専攻科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・造園科の教科名「造園法」の細目に‘緑地管理施工法(造園の工法)’を追加 ・造園科の教科名「仕様及び積算」の細目‘工事仕様書’を‘設計図書’に変更 ・造園科の教科名「根掘り及び植栽実習」の訓練時間を70→50に変更 ・造園科の教科名「庭園管理実習」の細目に‘緑地管理作業’を追加し、訓練時間を40→60に変更
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸科の教科名「荷造及び出荷実習」に係る細目を新たに‘出荷作業ができること’と設定 ・造園科の教科名「養生」に係る細目を新たに‘庭園用植物の…養生ができること’と設定 ・造園科の教科名「製図実習」に係る細目を新たに‘土木製図及び建築製図ができること’と設定

表 3 - 3 森林系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

森林系	<p>森林は、国土の 66% を占め、その内の 58% が私有林で、それ以外は国有林及び公有林である。国有林等は、その多くが地形の急峻な奥地の山々等に分布しており、そのほとんどが天然林で、野生動植物の生息・生育地として重要な森林も多い。私有林は人の手による人工林で、木材を生産するための森林である。森林は、枝打ちや間伐などの手入れにより林は育成し、土砂災害に強い森林となることから、定期的な管理が必要になり、「下刈り、枝打ち、雪起こし、倒木起こし、除伐、間伐」などの作業による森林の環境保全により、森林の育成が、大雨や台風等による土砂崩れ災害を減少することができることから、森林の診断を重要視する。現在、在職する技能労働者の高齢化が進み、新たな入職者も少なく、人材不足が大きく叫ばれている領域である。</p>
	森林環境保全科
A) 系基礎科目の教科の細目	見直し箇所なし
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	・教科名「関係法規」に係る細目を新たに「森林法等関係法規について知っていること」と追加
C) 専攻科目の教科の細目	見直し箇所なし
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	見直し箇所なし

表 3 - 4 印刷・製本系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

印刷・製本系	<p>印刷ビジネスにおいて、デジタル印刷が成長分野といわれている。しかし、大量印刷にはオフセット印刷が適しており、製本・後加工も生産性重視でおこなうことが効率的である。デジタル印刷は、無版方式の特徴を活かした小ロット印刷による在庫レス実現や迅速な情報発信、オンデマンド出版、さらには SNS による双方向マーケティング活動と印刷を連携するなど適している。印刷関係では出版が伸びない出版だけに頼ってられず商業印刷に手掛けたり、製版はデジタル化・グラフィック化に動いている。人口減少や超高齢社会とこれまでにない社会・経済、市場の構造変化や、デジタルネットワーク社会への移行によって、製本業は変革しており、そのキーワードは、「ニッチ+ワンストップ」といい、専門領域を絞り込み(ニッチ)、そのうえで全面对応(ワンストップ)していこうとしている。印刷・製本分野では、構成する印刷、製版、製本の各分野の今後は新たな市場開拓のために高度技術力、技術向上を図っている。</p>
	製版科，印刷科，製本科

<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「コンピュータ概論」の細目に‘ネットワーク’を追加し、訓練時間を20→28に変更 ・教科名「印刷・製本概論」の訓練時間を80→72に変更 ・教科名「生産工学概論」の細目‘品質管理’を‘生産工程、生産管理、生産設備管理、品質管理’へと変更
<p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「生産工学概論」に係る細目を新たに‘生産管理について知っていること’と追加
<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製版科の教科名「画像処理」の細目から‘プリプレス’と‘データ管理’を削除し、‘色彩’を‘色修正’に変更し、訓練時間を100→60に変更 ・製版科の専攻学科に新たに教科名「プリプレス」を設定し、その細目を‘プリプレス、カラーマネジメント、色補正、DTPの指定、データ管理、DTPの設定’とし、訓練時間を60とする ・製版科の教科名「写真撮影実習」を「デジタル写真撮影実習」に変更
<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製版科の教科名「写真撮影」に係る細目の‘版の種類及び…知っていること’を‘写真の原理について知っていること’に変更 ・製版科の教科名「画像処理」に係る細目である‘プリプレスについて…’を‘画像処理について…’に変更 ・製版科の教科名「プリプレス」に係る細目を新たに‘プリプレスについて…’と設定 ・製版科の教科名「デジタル写真撮影実習」に係る細目を新たに‘デジタル写真撮影が…’と設定 ・製本科の教科名「製本実習」の細目に新たに‘表紙貼り作業において…’を加え、この教科の細目を13項目とする ・製本科の教科名「検査実習」に係る細目を新たに‘外観検査作業ができること’と設定

表3-5 食品加工系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>食品加工系</p>	<p>食品関連は生活必需品であることから景気変動の影響を受けにくい が、高齢化、結婚年齢の高齢化、単身世帯の増加などにより、小型・少量食品の需要が増している。一方で、訪日外国人の増加により、日本食への関心が高まり、食品の海外輸出も増加している。また、共働き世帯の増加や単身世帯の増加に伴い、冷凍食品やインスタント食品、コンビニエンスストアでの食品などの簡便な調理食品が売上げを伸ばしている。</p> <p>製麺科，パン・菓子製造科，食肉加工科，水産加工科，発酵製品製造科</p>
--------------	---

<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「生産工学概論」の細目‘生産と向上、生産の合理化、・・・、原価計算、設備の保全’から‘生産計画と統制、品質保証と管理、・・・、運搬管理、職場規律’に変更し、訓練時間を30→20に変更 ・教科名「栄養学」における細目を‘栄養素、食品の栄養価値’から‘栄養の摂取、栄養学の概要、栄養素の機能’に変更 ・教科名「環境衛生及び食品衛生」の細目から‘経口伝染病’を削除し、‘食品中における有害物質、食品添加物’を追加し、訓練時間を20→30に変更 ・教科名「関係法規」の細目に‘食品安全基本法’を追加、訓練時間は変更なし(30)
<p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p>	<p>見直し箇所なし</p>
<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パン・菓子製造科の教科名「発酵学」の訓練時間を30→20に減じ、その分を教科名「製造原理及び製造法」の訓練時間に割当て、130→140に変更
<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パン・菓子製造科の教科名「発酵学」に係る細目を新たに‘酵母、細菌、カビ、・・・について知っていること’と設定 ・パン・菓子製造科の教科名「機械操作実習」に係る細目を新たに‘製造用機械及び・・・操作ができること’と設定 ・食肉加工科の教科名「畜産概論」に係る細目を新たに‘農用畜産の飼育生産と・・・知っていること’と設定 ・食肉加工科の教科名「食肉生産流通」に係る細目を新たに‘肉畜の生産流通について知っていること’と設定 ・食肉加工科の教科名「製品保存実習」に係る細目を新たに‘食肉加工品の保存作業ができること’と設定

表 3 - 6 化学系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>化学系</p>	<p>公害対策基本法に基づく厳しい環境規制の実施や優れた公害防止技術の開発とその効果的な運用により、公害防止先進国である米国、英国、独 国、オランダなどの欧米に追従するアジア圏の先進国となっている。 1993年に環境基本法の制定、水質汚濁防止法や土壌汚染防止法、大気汚 染防止法などの改正と有害化学物質に対する多項目規制の時代に入っ ている。日本の公害防止に関わる環境保全ビジネスで市場は、廃棄物の適正 処理には有害物の測定分析データが必要であり、環境アセスメントや環 境管理計画策定にも大量の環境現況データが必要であることから、「環境 測定分析産業」を要として「廃棄物処理産業」、「公害防止装置産業」な どがある。このように、環境保全のための公害防止対策においては、環境測</p>
------------	---

化学系	定分析産業が重要であり、この関連として化学分析に関わる人材育成は重要である。なお、設置訓練科は、希少訓練科である。
	化学分析科，公害検査科
A) 系基礎科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「物理化学」、「無機化学」、「有機化学」、「分析化学」を1つの教科名「化学」として、その細目を「物理化学、無機化学、有機化学、分析化学」に新たに設定し、訓練時間は現行の4教科分の総時間数である120Hに設定 ・教科名「試料採取実習」の訓練時間を40→20に変更 ・教科名「分析基礎実習」の細目に「分析機器の取扱い方」を追加し、訓練時間を80→100に変更
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「生産工学概論」に係る細目を新たに「生産工学について知っていること」と設定 ・新教科名「化学」に係る細目を、現行の教科名「物理化学」、「無機化学」、「有機化学」、「分析化学」に係る細目である「分析化学について…」、「定性分析について…」、「定量分析について…」、「無機化学について…」、「有機化学について…」と設定 ・教科名「試料採取実習」に係る細目を新たに「分析用試料の採取ができること」と設定
C) 専攻科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・公害検査科の教科名「大気概論」の細目に「ダイオキシン・粉じん」を追加、訓練時間は変更せず ・公害検査科の教科名「測定法」の細目項目「大気測定」を「大気測定(ダイオキシン等を含む)」に変更、訓練時間は変更せず
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・公害検査科の教科名「大気測定実習」に係る細目から「水質測定機器及び騒音測定用機器」を削除し、「大気測定用機器の操作がよくなること」に変更し、この教科に係る細目を「大気汚染物質の分析及び…」と併せて2つとする ・公害検査科の教科名「水質・土壌測定実習」に係る細目に新たに「水質測定用機器の操作がよくなること」を追加し、この教科の細目を「水質汚濁物質の分析及び…」と併せて2つとする ・公害検査科の教科名「騒音及び振動測定実習」に係る細目に新たに「騒音測定用機器の操作がよくなること」を追加し、この教科の細目を「騒音の測定がよくなること」と併せて2つとする ・公害検査科の教科名「公害防止及び処理実習」に係る細目を新たに「公害防止に係る処理作業ができること」と設定

表3-7 塗装系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

塗装系	塗料は保護と美観がその主たる目的で、追加機能として耐候性、抗菌機能などの様々な機能性を併せ持ったものが提供されている。建築物は鉄、コンクリート、モルタル、プラスチック、木材などでできており、これらは
-----	---

塗 装 系	水分や熱、光などの環境要因によって、錆びたり、もろくなったり、劣化したりするなどの変化に対して塗料を素材の表面に塗ることにより塗膜を作り、環境因子から保護し、変化を防いでいる。また、補修や塗り替え等により、素材の長寿命化の役割もある。また、自動車や建築物の外観表面の色、つやなどの美観を塗装によって大きく変えることも塗装の代表的な目的である。特に、建築物においては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されたことにより、住宅の長期化のためのリフォームとして外壁塗装が推進されているため、人材育成として施工法の習得が求められている。
	金属塗装科，木工塗装科，建築塗装科
A) 系基礎科目の教科の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「デザイン概論」の細目の「塗装及び色彩」を「色彩調節」に変更 ・教科名「塗装法概論」の細目に「塗装方法」を追加し、訓練時間を40→50に変更 ・教科名「生産工学概論」の細目から項目「工程管理」と「運搬管理」を削除し、訓練時間を20→10に変更 ・教科名「塗装概論」の細目の項目「塗膜層の形成」を「塗膜の硬化」に変更 ・教科名「塗装設備及び機器」及び「機械操作基本実習」の細目にある「コンプレッサ」を「エアコンプレッサ」に変更 ・教科名「デザイン基本実習」の細目の項目「レタリング」を「色彩配色」に変更
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「デザイン概論」に係る細目「色彩理論及び色彩調整・・・」を「色彩理論・色彩配色及び色彩調整・・・」に変更 ・教科名「デザイン基本実習」に係る細目を新たに「調色した色を所定の場所に配色できること」と設定

<p>C) 専攻科目の 教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属塗装科の教科名「塗料」の訓練時間を 30→20 に変更 ・ 金属塗装科の教科名「塗装法」の細目「塗装工程」を「金属製品の塗装工程」に変更し、更に「塗膜の研磨、特殊塗料の塗装、補修塗装」を追加し、訓練時間を 100→110 に変更 ・ 金属塗装科の教科名「試験法」の細目「塗料の試験方法、塗膜の試験方法」を「塗料及び塗膜の試験方法」に変更 ・ 金属塗装科の教科名「塗装機器操作実習」の細目「金属塗装用機器」を「金属塗装用機器・器工具」に変更 ・ 木工塗装科の教科名「塗料」の訓練時間を 30→20 に変更 ・ 木工塗装科の教科名「塗装法」の細目に「木工製品の塗装工程」を追加し、更に「表面処理実習」を「表面処理」に及び「各種塗装作業」を「各種塗装方法」に変更し、訓練時間を 100→110 に変更 ・ 木工塗装科の教科名「試験法」の細目「塗料の試験方法、塗膜の試験方法」を「塗料及び塗膜の試験方法」に変更 ・ 木工塗装科の教科名「塗装機器操作実習」の細目「木工塗装用機器」を「木工塗装用機器・器工具」に変更 ・ 建築塗装科の教科名「塗料」の訓練時間を 30→20 に変更 ・ 建築塗装科の教科名「塗装法」の細目に「建築製品の塗装工程」並びに「高所作業での建築物の塗装法」を追加し、更に「表面処理実習」を「表面処理」に及び「各種塗装作業」を「各種塗装方法」に変更し、訓練時間を 80→90 に変更 ・ 建築塗装科の教科名「試験法」の細目「塗料の試験方法、塗膜の試験方法」を「塗料及び塗膜の試験方法」に変更 ・ 建築塗装科の教科名「塗装機器操作実習」の細目「建築塗装用機器」を「建築塗装用機器・器工具」に変更 ・ 建築塗装科の教科名「建築物塗装実習」の細目「建築物の塗装、鉄鋼構造物の塗装」を「足場の設置、建築物の下地調整・調合・調色及び塗装、高所作業」に変更し、訓練時間を 170→190 に変更、併せて建築塗装科の教科名「足場実習」を建築塗装実習に含めることとして削除
---------------------------	---

<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属塗装科の教科名「試験法」に係る細目「塗装」を「塗料」に変更 ・ 金属塗装科の教科名「塗装機器操作実習」に係る細目「吹付け塗装がよく・・・と」を「金属素材に適した塗装ができること」に変更 ・ 金属塗装科の教科名「金属塗装実習」に係る細目の一つにおいて「下地剤」を「下地材」に漢字を変更 ・ 木工塗装科の教科名「試験法」に係る細目「塗装」を「塗料」に変更 ・ 木工塗装科の教科名「塗装機器操作実習」に係る細目「はけ塗り及び吹付け塗りよく・・・」を「木工素材に適した塗装ができること」に変更 ・ 木工塗装科の教科名「木工塗装実習」に係る細目の一つにおいて「目止め剤」を「目止め材」に漢字を変更 ・ 建築塗装科の教科名「塗装法」に係る細目の一つとして「高所作業での安全についてよく知っていること」と追加し、この教科に係る細目を8項目とする ・ 建築塗装科の教科名「試験法」に係る細目「塗装」を「塗料」に変更 ・ 建築塗装科の教科名「塗装機器操作実習」に係る細目「はけ塗り、ローラー塗り及び吹付け塗りよく・・・」を「建築素材に適した塗装ができること」に変更 ・ 建築塗装科の教科名「建築物塗装実習」に係る細目の一つ「目止め材の調合及び・・・」を削除し、この教科に係る細目を4項目とする
---------------------------	--

表 3-8 デザイン系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>デザイン系</p>	<p>従来は、デザイン性の影響力が大きいとされた業界は限定的で、パッケージデザイン、自動車の形状、シャツのデザイン等、主に消費者向けの製品展開をするに当たり、優れたデザイン力にて優位性を見出していた。今後は、見た目のデザイン性だけでなく、デザイン的思考が企業にとって大切な要素になるとされている。これは見た目だけではなく、ユーザーが実際にサービスや商品を利用する際に感じる使い勝手や操作感を含めた価値創造の必要性が求められている。とはいえ、職業能力としては従来のデザインの要素が強い。</p>
<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<p>広告美術科，工業デザイン科，商業デザイン科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学科の教科名「コンピュータ概論」を削除し、それに変わり新たに実技教科「コンピュータ操作基本実習」を設置し、その細目は「コンピュータ操作、アプリケーション操作」と設定し、訓練時間も同一時間(20)とする。そのため、系基礎学科時間数は 260→240 に、系基礎実習時間数は 200→220 に変更

<p>A) 系基礎科目 の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「マーケティング論」の細目項目‘マネージメント’を‘<u>マネジメント</u>’に用語の統一 ・教科名「製図」の細目内の用語‘画法’を‘<u>図法</u>’に変更 ・教科名「デザイン」の細目‘デザイン原理、デザインの分野と沿革、デザイン史、美術史、…’から‘美術史’を削除 ・教科名「デザイン基本実習」の細目‘コンピュータ操作、コンピュータ、…、ハンドワークによるデザイン’を削除し、‘デザイン基礎、各種デザイン表現技法’に変更 ・教科名「安全衛生作業法」の細目を他系の機械分野と共通化し、項目‘作業手順書作成’を追加
<p>B) 系基礎科目 の技能照査の 基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「マーケティング論」に係る細目‘仕様及び積算について…’を‘<u>マーケティングについて…</u>’に変更 ・教科名「製図」に係る細目を新たに‘<u>製図の基礎に…</u>’と設定 ・教科名「材料及び加工法」に係る細目‘材料について知っていること’を‘<u>材料及び加工法について知っていること</u>’に変更 ・新教科名「コンピュータ操作基本実習」に係る細目を新たに‘<u>コンピュータの操作ができること</u>’と設定
<p>C) 専攻科目の 教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告美術科の教科名「工作実習」の細目‘木材・金属・プラスチック加工…’を‘<u>各種材料の工作</u>’に変更 ・広告美術科の教科名「広告物製作実習」の細目‘各種広告物の製作’を‘<u>各種広告物の製作・施工</u>’に変更
<p>D) 専攻科目の 技能照査の基 準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告美術科の教科名「設計実習」に係る細目を新たに‘<u>設計及び試作ができること</u>’と設定 ・広告美術科の教科名「工作実習」に係る細目を新たに‘<u>各種材料の工作ができること</u>’と設定 ・広告美術科の教科名「広告物製作実習」に係る細目‘広告物の製作ができること’と‘<u>広告物の施工ができること</u>’を一つにまとめ‘<u>広告物の製作・施工ができること</u>’に変更 ・広告美術科の教科名「展示及び装飾実習」に係る細目を新たに‘<u>各種広告物の展示及び装飾ができること</u>’と設定 ・工業デザイン科の教科名「製品計画実習」に係る細目を新たに‘<u>製品設計ができること</u>’と設定 ・商業デザイン科の教科名「視覚伝達法」に係る細目を新たに‘<u>視覚伝達法について知っていること</u>’と設定

表3-9 オフィスビジネス系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>オフィス ビジネス系</p>	<p>書類の作成や処理、ファイリングや整理、データ入力や電話応対・来客応対などの業務全般を担うポジションが事務職であり、企業の活動に必要な不可欠な存在である。事務職は、女性を中心に人気のある職種のひとつで、規模が小さい組織であれば、事務・経理・営業事務など多様な業務を</p>
-----------------------	--

<p>オフィス ビジネス系</p>	<p>こなすことになる。専門性が高い職種とはいえず、「簡単なパソコン操作ができる程度で十分」とされていることが多い。経理関連の事務では、日々の現金の出納、伝票の仕分けや処理、帳簿の作成、経費の精算や月次・四半期・年次決算があり、貿易関連の事務では、通関に関連する書類の作成と申請、船や飛行機などの輸送手段の手配、輸送した品物を保管する倉庫の手配、輸出・輸入にかかわる法的な知識や英語力など専門スキルが求められる。</p>
	<p>電話交換科，経理事務科，一般事務科，OA事務科，貿易事務科</p>
<p>A) 系基礎科目 の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「事務一般」の細目にある「事務機械」を「事務機器」に変更 ・教科名「コミュニケーション実習」の細目にある「ラポールの形成」を「相互信頼形成」に変更
<p>B) 系基礎科目 の技能照査の 基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「事務処理基本実習」に係る細目を新たに「事務一般の文書作成ができること」と「事務機器を用いて基本計算ができること」の2つの細目を設定
<p>C) 専攻科目の 教科の細目</p>	<p>見直し箇所なし</p>
<p>D) 専攻科目の 技能照査の基 準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務科の教科名「簿記及び会計実習」に係る細目として「会計実務及び社会保険実務等ができること」と「商業簿記ができること」を新たに追加し、この教科に係る細目を3つとする ・OA事務科の教科名「プレゼンテーション概論」に係る細目を新たに「プレゼンテーションの種類と構成について・・・」と設定 ・OA事務科の教科名「簿記及び会計実習」に係る細目の「商業簿記の記帳処理ができること」を「商業簿記がよくできること」に変更 ・OA事務科の教科名「プレゼンテーション実習」に係る細目を新たに「プレゼンテーション試料の作成と発表ができること」と設定

表 3-10 流通ビジネス系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>流通ビジネス系</p>	<p>現在、スマートフォンやインターネットが普及し、消費者ニーズが多様化したことによって、消費者個々のニーズに対応した商品が売れる時代となっている。企業は販売データや顧客情報を基にして、マーケティングや商品開発を行い、よりニーズのある商品を製品化しなければ経営が維持できない時代となっている。近年は、Amazonや楽天などを活用して注文し、翌日には届く時代となっている。</p>
	<p>ショップマネジメント科，流通マネジメント科</p>
<p>A) 系基礎科目 の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「コミュニケーション実習」の細目にある「ラポールの形成」を「相互信頼形成」に変更
<p>B) 系基礎科目 の技能照査の 基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科名「市場調査基本実習」に係る細目を新たに「市場調査ができること」設定

<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流通マネジメント科の教科名「卸売販売実習」の細目にある‘模擬販売実習’を‘模擬販売’に修正 ・流通マネジメント科の教科名「小売支援実習」の細目にある‘小売模擬販売実習’を‘小売模擬販売’に修正
<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流通マネジメント科の教科名「商品知識」に係る細目として、‘商品の特性及び組み合わせについてよく知っていること’、‘商品の展示の仕方についてよく知っていること’及び‘目的別包装の仕方についてよく知っていること’とこの教科に係る細目を3つ設定

表3-11 写真系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>写真系</p>	<p>フィルムカメラは、1960年代からが広まり、1997年に需要がピークになり3,667万台となったが、1990年代からデジタルカメラが台頭した。2000年代後半からは、携帯電話内蔵カメラが台頭して、カメラ自体を持ち歩くことも少なくなった。カメラのデジタル化に伴い、フィルムカメラでは必須だったプリント需要も激減し、プリントは家庭での印刷やネットプリントに移行した。プリント需要の激減に伴い、写真店も激減し、ピーク時には全国30,000店舗以上あった写真店が数千店舗まで減少している。若年層では、写真を撮るという行為が記録・保存からコミュニケーション手段になり、写真加工アプリなども豊富にあることから利用者が手軽に画像加工している。写真加工アプリなどの写真関連ビジネスは、拡大する可能性もある。</p>
	<p>写真科</p>
<p>A) 系基礎科目の教科の細目</p>	<p>見直し 実施せず（見直し箇所なし）</p>
<p>B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目</p>	
<p>C) 専攻科目の教科の細目</p>	
<p>D) 専攻科目の技能照査の基準の細目</p>	

表3-12 社会福祉系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

<p>社会福祉系</p>	<p>介護保険制度は、制度運用以来18年を経過し、65歳以上被保険者数が制度発足時よりも約1.6倍に増加する中で、サービス利用者数は約3.3倍に増加し、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。介護に関わる資格においても、この間に大きく変</p>
--------------	--

社会福祉系	化し、介護福祉士やケア・マネージャーへのステップアップを図れるような見直しが行われ、高齢化社会に不足する人材の育成が急務となっている。
	介護サービス科
A) 系基礎科目の教科の細目	・ 語句「障害」を全て「障がい」に改める
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	・ 語句「障害」を全て「障がい」に改める ・ 教科名「介護計画基本実習」に係る細目を新たに「介護計画作成及び記録ができること」と設定
C) 専攻科目の教科の細目	・ 語句「障害」を全て「障がい」に改める
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	・ 語句「障害」を全て「障がい」に改める ・ 介護サービス科の教科名「被服及び住生活の維持管理実習」に係る細目を新たに「住生活の維持管理ができること」と設定

表 3-13 接客サービス系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

接客サービス系	接客サービスが展開される旅館・ホテル業は、宿泊部門だけでなく婚礼、宴会、レストラン、売店等、幅広い部門からなり、24時間営業する。接客にふさわしい対応が求められることから、常勤職員中心に多くの研修が取り入れられ、人材育成にこと欠かない。観光ビジネスの成果は、リピータ数で示されることもあるから、如何に「おもてなし」により好印象を与えるか、利便性などが問われる。ここへ新規の企業が相次ぎ参入があることの他に、ホテル等の予約サイトをはじめ、スマホアプリなど「旅」関連のサービスが多様化して、利用者にも多く活用されている。
	ホテル・旅館・レストラン科，観光ビジネス科
A) 系基礎科目の教科の細目	・ 教科名「コミュニケーション実習」の細目にある「ラポールの形成」を「相互信頼形成」に変更
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	・ 教科名「マーケティング理論」に係る細目を新たに「マーケティングについて知っていること」と設定
C) 専攻科目の教科の細目	・ ホテル・旅館・レストラン科及び観光ビジネス科の教科名「関連法規」の細目に「旅館業法、民泊新法」を追加 ・ 観光ビジネス科の教科名「簿記及び会計実習」に係る細目の「商業簿記記帳実習」を「商業簿記」に、「原価計算実習」を「原価計算」に変更

D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	・ホテル・旅館・レストラン科の教科名「関係法規」に係る細目を新たに「関係法規について知っていること」と設定
--------------------	---

表3-14 調理系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

調理系	2007年に東京版が加わったミシュランガイドは、大阪・京都版も加わり、レストラン等が評価され、多くの外国人観光客に利用されている。国内の外食産業は少子高齢化により縮小し、賃金抑制による節約型にて低価格化が進行し、コンビニや食品スーパー等の惣菜品等の中食市場の拡大の影響により、外食市場は減少傾向で推移している。最近は、食材価格の高騰、人件費の上昇にて、商品単価の引上げによる価格高騰が響き、市場の拡大にいたっていない。
	日本料理科，中国料理科，西洋料理科
A) 系基礎科目の教科の細目	見直し 実施せず（見直し箇所なし）
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	
C) 専攻科目の教科の細目	
D) 専攻科目の技能照査の基準の細目	

表3-15 保健医療系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

保健医療系	臨床検査市場は、一般検査、血液検査、生化学検査、免疫血清検査、細菌検査、RIA検査、病理検査、遺伝子検査などがあり、2009年の新型インフルエンザの大流行によりインフルエンザ検査キットなどが市場を押し上げたが、それ以降インフルエンザの大流行もみられず、市場は微増で推移している。ただ、生体中のゲノムやタンパク質、代謝物などを測定する新たな検査の開発も進められ、早期診断や個別化医療への関心の高まりから次世代診断・検査の開発が行われている。
	臨床検査科
A) 系基礎科目の教科の細目	見直し 実施せず（見直し箇所なし）
B) 系基礎科目の技能照査の基準の細目	
C) 専攻科目の教科の細目	

D) 専攻科目の 技能照査の基 準の細目	見直し 実施せず（見直し箇所なし）
----------------------------	-------------------

表 3-16 装飾系「教科の細目、技能照査の基準の細目」

装 飾 系	<p>公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会が認定している、フラワーデザイナーや、厚生労働省認定のフラワー装飾技能士は増えている。フラワーアレンジメントなどと呼ばれている。また、日持ちする花として注目されている「プリザーブドフラワー」の市場が拡大している。生花は、数日から持っても数週間位であるが、プリザーブドフラワーは高温多湿の日本でも1、2年と言われており、消費者ニーズである生花なのに日持ちする花として拡大傾向にある。</p>
	フラワー装飾科
A)～D) 系基礎及 び専攻科目の 教科及び技能 照査の細目	教科及び技能照査の細目については定めていない

（2）設備の細目の見直し

設備に関する見直しにおいては、老朽化が見込まれる機器の今後の対応と、普及している機器の導入、並びに時代にあった機器類の整備を行うこととして検討を進め、併せて、不要の機器についても検討に加えた。

農林分野園芸サービス系造園科では、造園で必ず行う緑地管理作業である草の刈り取りに使用する刈払機の台数を見直した。

印刷・製本系製版科では、プリプレスがデジタル化に対応するため、電子製版に向けたグラフィック装置等を見直しを行い、同系製本科では、頑丈・耐久性・長期保存に向けた糸綴じ機の整備についても見直しを行った。

食品加工系では、パン・菓子製造科に係る食洗機、製氷機、攪拌機など訓練に必要な機器整備に向けた見直しを実施した。

化学系公害検査科では、大気汚染の要因である自動車の排気ガスの測定に係る機器の整備も見直しを行った。

塗装系では金属塗装関連でも水性塗料化が進んでいることに対応した機器整備や下地処理、仕上げ処理等に係る研磨機器についての見直しを行った。

デザイン系では、美しい彫刻や名入れ、樹脂や木材・アクリル・金属・ガラスなどを正確にカットするなど展示等に係るものづくりに対応した小型レーザ加工機、3Dプリンタ等の整備について見直しを行った。

オフィスビジネス系や流通ビジネス系では、科の存在がある科においては、入力装置に音声入力の追加とプレゼンテーション機器、出力機器の導入を検討した。理容・美容系では、理容、美容用の椅子の整備について検討した。

また、全訓練科において、ツールとして活用が求められている「パーソナルコンピュータ」については、基本的に一人1台の環境整備をすることとした。見直し箇所は、次の表3-17~28のとおりである。

表3-17 園芸サービス系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
園芸サービス系	造園科	機械	刈払機	台数増
			・電気ハンマ ・電気かんな ・電気丸のこ ・ドリルドライバー ・インパクトドライバー	摘要の「コード式または充電式」を「コード式又は充電式」に修正
			・ヘッジトリマ ・ブローア	摘要の「エンジン式または電気式(コード式、充電式)」を「エンジン式又は電気式(コード式、充電式)」に修正
		その他	造園用工具類	摘要にて「ドリルドライバー(充電式)を含む」と設定
			作業用工具類	摘要に「造園用三脚、二連梯子、墜落防止用器具(安全带)を含む」と追加

表3-18 印刷・製本系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
印刷・製本系	製版科	機械	グラフィック強化装置	高グラフィック機能化のために、細目に設定、摘要には「グラフィックカード、メモリ、SSD」とする

印刷・製本系	製版科	機械	広色域ディスプレイ	印刷業界向けディスプレイとして、細目に設定、摘要には「AdobeRGB 対応、色調整センサー内蔵」とする
	製本科	機械	糸綴じ機	製本強度のある糸綴じ製本をするため、細目に設定 摘要には「ミシン綴じ、糸かがり綴じのどちらでも可」とする

表 3-19 食品加工系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
食品加工系	パン・菓子製造科	機械	アイスクリーマー	アイスクリーム製造用として、細目に設定
			食洗機	食器洗い機器として、細目に設定、摘要には「温水すすぎ、熱風乾燥」とする
			製氷機	氷製造機器として、細目に設定
			ショックフリーズ	超高速冷凍機器として、細目に設定、摘要には「プラスチック機能付き」とする
			蒸し器(スチーマー)	饅頭、きんつば等を蒸す機械として、細目に設定
			攪拌機	求肥や餡などを混ぜるために、細目に設定、摘要には「三相、蒸気機能付きも可」とする
			餅つき機	もちを製造する機器として、細目に設定、摘要には「蒸し機能付き可」とする
			製あん機	あんを製造する機器として、細目に設定

食品加工系	パン・菓子製造科	機械	フードプロセッサ	料理の下ごしらえ器として、細目に設定
		その他	製菓用工具類	名称を「製菓用器具類」に修正、摘要に「調理用大理石のし台、あめ細工ラップ、調温機等を含む」を記載
			製パン用工具類	名称を「製パン用器具類」に修正

表3-20 化学系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
化学系	化学分析科	機械	パーソナルコンピュータ	台数増
	公害検査科	機械	排ガス分析計	大気汚染の要因となる排ガスの測定器として、細目に設定
			パーソナルコンピュータ	台数増

表3-21 塗装系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
塗装系	金属塗装科	建物	前処理そう	名称を「前処理装置」に修正し、摘要の「浸清7そう式・・・」は削除
			機械	コンプレッサ
		厚膜計		台数増
		画像編集加工装置		名称を「画像編集加工装置(PC)」に修正
		水性塗料用塗装装置	水性塗料化に対応する機器として、細目に設定、摘要には「水	

塗装系	金属塗装科	機械	水性塗料用塗装装置	水性塗料用スプレーガン、攪拌機」とする
			デジタルはかり	計量調色が主体となっていることから、細目に設定、摘要には「最小 0.1 g、電源コード式/電池式(調色、調合用)」とする
			調色ライト	メタリック、パールの調色用として、細目に設定、摘要には「電源コード式/電池式」とする
			ポリッシャ	仕上げ等の磨き用機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアー式」とする
			シングルサンダ	錆とりなどの強力な研磨機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアー式」とする
			ストレートサンダ	研磨機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアー式」とする
	木工塗装科	機械	コンプレッサ	名称を「エアコンプレッサ」に修正
			厚膜計	台数増
			画像編集加工装置	名称を「画像編集加工装置(PC)」に修正
			ポリッシャ	仕上げ等の磨きよう機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアー式」とする
	建築塗装科	機械	コンプレッサ	名称を「エアコンプレッサ」に修正
			携帯用電気サンダ	細目から削除、他の訓練科と同様にサンダを名称統一する
携帯用電気ポリッシャ			名称を「ポリッシャ」に修正し台数増、他の訓練科と名称統一し、摘要には「0.2~0.4kw」を「電気式/エアー式」に修正	
厚膜計			台数増	

塗装系	建築塗装科	機械	画像編集加工装置	名称を「画像編集加工装置(P C)」に修正
			シングルサンダ	錆とりなどの強力な研磨機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアース」とする
			ストレートサンダ	研磨機器として、細目に設定、摘要には「電気式、エアース」とする

表3-22 デザイン系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
デザイン系	広告美術科	機械	複写機	現摘要の「A3判 カラー」を「A3判以上 カラー」に修正
			大型出力機	現摘要の「大判インクジェットプリンタ等」を「大判インクジェット出力機等」に変更
			入力機器	現摘要の「スキャナ等」を「各種」に変更
			レーザ加工機	広告物製作の微細加工用機器として、細目に設定し、摘要には「デザイン用、試作用」と表記する
			3Dプリンタ	立体物加工用機器として、細目に設定
			3Dスキャナ	立体物の凹凸を感知して3Dデータ化する機器として、細目に設定
			その他	(什器類)
			デザイン実習机及び椅子	デザイン作業向けの机、椅子として、細目に設定

デザイン系	工業デザイン科	機械	複写機	現摘要の「A3判 カラー」を「A3判以上 カラー」に修正
			大型出力機	現摘要の「大判インクジェットプリンタ等」を「大判インクジェット出力機等」に変更
			入力機器	現摘要の「スキャナ等」を「各種」に変更
			カラーマネジメントシステム レーザ加工機	現摘要の用語「マネージメント」を「マネジメント」に統一 ・ 広告物製作の微細加工用機器として、細目に設定し、摘要には「デザイン用、試作用」と表記する
			3Dプリンタ	立体物加工用機器として、細目に設定
			3Dスキャナ	立体物の凹凸を感知して3Dデータ化する機器として、細目に設定
	その他	(什器類)	什器類の整備に向け、細目に項目を設定	
		デザイン実習机及び椅子	デザイン作業向けの机、椅子として、細目に設定	
	商業デザイン科	機械	複写機	現摘要の「A3判 カラー」を「A3判以上 カラー」に修正
			大型出力機	現摘要の「大判インクジェットプリンタ等」を「大判インクジェット出力機等」に変更
			入力機器	現摘要の「スキャナ等」を「各種」に変更
カラーマネジメントシステム			現摘要の用語「マネージメント」を「マネジメント」に統一	
レーザ加工機			広告物製作の微細加工用機器として、細目に設定し、摘要に	

デザイン系	商業デザイン科	機械	レーザ加工機	は「デザイン用試作用」と表記する
			3Dプリンタ	立体物加工用機器として、細目に設定
			3Dスキャナ	立体物の凹凸を感知して3Dデータ化する機器として、細目に設定
	その他	(什器類)	什器類の整備に向け、細目に項目を設定	
			デザイン実習机及び椅子	デザイン作業向けの机、椅子として、細目に設定

表3-23 オフィスビジネス系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
オフィスビジネス系	電話交換科	機械	パーソナルコンピュータ	台数増
	経理事務科 一般事務科 OA事務科 貿易事務科	機械	入力機器	現摘要の「スキャナ等」を障がい者の入校増に対応して「スキャナ、音声入力装置等を含む」に修正

表3-24 流通ビジネス系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
流通ビジネス系	ショップマネジメント科 流通マネジメント科	機械	パーソナルコンピュータ	台数増
			出力機器	パソコンの出力機器として、細目に設定、摘要には「プリンタ等」とする
			プレゼンテーション機器	集合教育、発表用の機器として、細目に設定

表 3-25 社会福祉系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
社会福祉系	介護サービス科	建物	トイレ設備	現摘要「身体障害者用」を「身体障がい者用」に修正
		機械	パーソナルコンピュータ	台数増

表 3-26 理容・美容系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
理容・美容系	理容科	機械	理容椅子	理容に用いられる専用のものについて、細目に設定
	美容科	機械	美容椅子	美容に用いられる専用のものについて、細目に設定
	◇理容科・美容科共に	中学校卒業者等に係る設備等の設定(高等学校卒業者等と同一数値)		資格試験の受験は高卒者が対象である、中卒者で理容・美容所で働きながら学ぶ者向け

表 3-27 接客サービス系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
接客サービス系	ホテル・旅館 レストラン科 観光ビジネス科	機械	パーソナルコンピュータ	台数増
			入力機器	現摘要の「スキャナ等」を障がい者の入校増に対応して「スキャナ、音声入力装置等を含む」に修正

表3-28 保健医療系「設備の細目」

訓練系	訓練科	見直し		
		種別	名称	見直し内容
保険医療系	臨床検査科	機械	パーソナルコンピュータ	台数増

特に、設備については、次の点については今後も常に注意する必要がある。

- ・設備機器や数量等が時代のニーズに合っているか。
- ・用語の表記が分野を超えて統一されているか。
- ・JIS等の規格変更等による単位が時代に即しているか。

また、設備の数量については、以下の基本的事項による。

- ・設備機器の台数は、訓練生10人あたり1名の指導員を配置することを前提として決められている。
- ・設備基準は、1科単独で設置した場合の広さ及び数量としている。訓練科が2つ以上ある場合には、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り共通で使用するものとして設置することができる。
- ・中学校卒業者等を対象とした訓練の設備基準で「建物その他の工作物」は、二年(2学年)で使用することを前提とした広さを示している。高等学校卒業者等を対象とした訓練は、基本的に1年訓練の場合と2年訓練の場合では広さが異なる。そのため基本的に、高等学校卒業者等の訓練(1学年)では、中学校卒業者等の訓練(2学年)の場合よりも実習場等が狭く定められている。

1-3 見直し提案表の作成

昨年度同様に、基礎研究会による訓練基準の見直しを行い、教科・設備・技能照査の基準の細目について見直し提案表を作成し厚労省に提出した。表3-29は、見直し個所の一覧である。

- ・“○”は、修正個所がある場合を表す。
- ・“-”は、修正個所がない場合を表す。
- ・“なし”は、基準の細目が定められていない場合を表す。

表 3-29 農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野の訓練基準見直し箇所

大分類	中分類	訓練系		訓練科名		教科の細目		設備の細目	技能照査基準の細目		
						学科	実技		学科	実技	
農林	農林	1	園芸サービス系	系基礎		○	○	△	○	○	
				専攻	1-1	園芸科	—	—	—	—	○
					1-2	造園科	○	○	○	—	○
		1-2	森林系	系基礎		—	—	△	○	—	
専攻	1-2-3			森林環境保全科	—	—	なし	—	—		
デザイン	印刷	24	印刷 製本系	系基礎		○	—	△	○	—	
				専攻	24-60	製版科	○	○	○	○	○
					24-61	印刷科	—	—	—	—	—
					24-62	製本科	—	—	○	—	○
	塗装	41	塗装系	系基礎		○	○	△	○	○	
				専攻	41-112	金属塗装科	○	○	○	○	○
					41-113	木工塗装科	○	○	○	○	○
					41-114	建築塗装科	○	○	○	○	○
	デザイン	42	デザイン系	系基礎		○	○	△	○	○	
				専攻	42-115	広告美術科	—	○	○	—	○
					42-116	工業デザイン科	—	—	○	—	○
	42-117	商業デザイン科	—		—	○	○	—			
写真	47	写真系	系基礎		—	—	△	—	—		
			専攻	47-127	写真科	—	—	なし	—	—	
食品	食品	30	食品加工系	系基礎		○	—	△	—	—	
				専攻	30-70	製麺科	なし	なし	なし	なし	なし
					30-71	パン・菓子製造科	○	—	○	○	○
					30-72	食肉加工科	—	—	—	○	○
					30-73	水産加工科	なし	なし	なし	なし	なし
	30-74	発酵製品製造科	なし		なし	なし	なし	なし			
	調理	51	調理系	系基礎		—	—	△	—	—	
				専攻	51-133	日本料理科	—	—	—	—	—
51-134					中国料理科	—	—	—	—	—	
51-135	西洋料理科	—	—		—	—	—				
化学	39	化学系	系基礎		○	○	△	○	○		
			専攻	39-105	化学分析科	—	—	○	—	—	
				39-106	公害検査科	○	—	○	—	○	
サービス	オフィス	45	オフィスビジネス系	系基礎		○	○	△	—	○	
				専攻	45-120	電話交換科	—	—	○	—	—
					45-121	経理事務科	—	—	○	—	—
					45-122	一般事務科	—	—	○	—	○
					45-123	OA事務科	—	—	○	○	○
					45-124	貿易事務科	—	—	○	—	—
	流通	46	流通ビジネス系	系基礎		—	○	△	—	○	
				専攻	46-125	ショップマネジメント科	—	—	○	—	—
					46-126	流通マネジメント科	—	○	○	○	—
	対人	48	社会福祉系	系基礎		○	○	△	○	○	
				専攻	48-128	介護サービス科	○	○	○	—	○
		49	理容・美容系	系基礎		○	○	△	○	—	
				専攻	49-129	理容科	○	○	○	○	○
					49-130	美容科	○	○	○	○	○
		50	接客サービス系	系基礎		—	○	△	○	—	
	専攻			50-131	ホテル・旅館・レストラン科	○	—	○	○	—	
50-132		観光ビジネス科	○	—	○	○	—				
装飾	53	装飾系	系基礎		なし	なし	△	なし	なし		
			専攻	53-137	フラワー装飾科	なし	なし	なし	なし	なし	
医療	52	保健医療系	系基礎		—	—	△	—	—		
			専攻	52-136	臨床検査科	—	—	○	—	—	

以下、資料1に教科の細目の見直し、資料2に設備の細目の見直し、資料3に技能照査の基準の細目の見直し、資料4に教科目と技能照査との対応表を掲載した。資料1～3は、職業大のホームページ上の基盤整備センター→訓練基準(普通職業訓練)に掲載されている現行の教科の細目/設備の細目/技能照査の基準の細目を基に修正を行ったものである。赤字・取消線は削除、青字は追加項目を表す。右欄には、基礎研究会としての見直し理由を記述した。

なお、本提案表は、基礎研究会において検討した見直し案である。

第2節 モデルカリキュラム

2-1 見直し後のモデルカリキュラム案の作成

今年度の対象訓練科である農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野の訓練科のモデルカリキュラムができていない状況にあったため、今年度の基礎研究会にてできる範囲で作成することとした。

しかし、設置科がない訓練科や希少訓練科が多いこと、認定校のみの訓練科など(表2-4見直し対象訓練科の設置状況 参照)が多いことなどから、モデルカリキュラムとして作成可能な訓練科は限定され、今年度の基礎研究会の委員においても認定校からの委員が多いことも、モデルカリキュラムを限定するものとなった。一般に、認定校の共同校は、働きながら訓練を受講し、技能・技術の向上、専門知識の習得を進める施設であるが、専攻実技の実習に関しては勤務する事業所によるところが多く、集合教育として実施するのは学科や共通する実習のみのところが多いため、各訓練教科の標準的な内容を全てまとめることは難しいと判断した。

2-2 モデルカリキュラム

実際に作成したモデルカリキュラムについては次の訓練科である。

- a 造園サービス系造園科
- b 塗装系建築塗装科
- c デザイン系広告美術科
- d オフィスビジネス系 OA 事務科
- e 理容・美容系美容科

農林分野では造園サービス系の造園科の設置が多く、認定校で18校に及ぶ。塗装系では、建築塗装科の設置が多く、27校となっている。デザイン系は設備の面から公共校が多くなるが、中でも広告美術科は4校と比較的多い。オフィスビジネス系では、OA事務科が公共校で9校と多く、他の訓練科では経理事務科のみ認定校に設置されているが、認定校の設置校は大幅に減少している。理容・美容系でも、認定校が大幅に減少し、理容、美容とも3校に留まっている。認定校においては、一企業が設置する単独職

